

## 会 議 録

会議名 (審議会等名)		第 1 1 回相模原市屋外広告物審議会				
事務局 (担当課)		建築・住まい政策課 電話 0 4 2 - 7 6 9 - 9 2 5 2 (直通)				
開催日時		令和元年 7 月 2 日 (火) 1 4 時 0 5 分 ~ 1 5 時 1 5 分				
開催場所		相模原市役所 会議室棟 2 階 第 3 会議室				
出席者	委員	6 人 (別紙のとおり)				
	その他	0 人				
	事務局	5 人 (まちづくり計画部長、建築・住まい政策課長、他 3 人)				
公開の可否		可	不可	一部不可	傍聴者数	0 人
公開不可・一部不可の場合は、その理由						
会議次第		1 . 委員紹介 2 . 議題 ( 1 ) 会長及び副会長の選任 ( 2 ) 相模原市屋外広告物条例第 9 条第 1 項第 3 号ただし書の規定による区域の指定について ( 諮問 ) 3 . その他				

## 審 議 経 過

委員の委嘱に続いて、第11回屋外広告物審議会が開催された。主な内容は次のとおり。( は委員の発言、 は事務局の発言)

### 1. 委員紹介

事務局より各委員の紹介を行った。

### 2. 議題

#### (1) 会長及び副会長の選任

委員の互選により、会長に田口委員、副会長に大峰委員が選任された。

#### (2) 相模原市屋外広告物条例第9条第1項第3号ただし書の規定による区域の指定について(諮問)

相模原市屋外広告物条例第9条第1項第3号ただし書の規定による区域の指定について、市長の代理としてまちづくり計画部長から会長へ諮問書を手渡した。

事務局から相模原市屋外広告物条例第9条第1項第3号ただし書の規定による区域の指定の内容について説明を行った後、審議に移った。主な意見等は次のとおり。

当該区域の指定をした場合、どんな広告物が掲出されるか。

住居系許可地域、近隣商業系許可地域などの基準に適合するような看板にする必要がある。

広告物には個人商店のものや、大型商業施設の集合広告など種類があると思うが、具体的にはどういった広告物になるのか。

広域的な広告物でなく、自己の営業に係る広告物を想定している。

相模原市では、地域によって掲出する広告物の色の規制はあるのか。

自然系許可地域及び住居系許可地域については、広告物の地色の規制がある。

また、景観計画では、屋外広告物の表示等に関する基本的な考え方を示している。

相模女子大学の敷地の南側は住居系許可地域となっており、交差点を挟んで向かいには近隣商業系許可地域となっている。今回、禁止地域から除く区域の大半は住居系許可地域であることから、色彩規制の範囲内で広告物を掲出することになる。

禁止地域を解除しない相模女子大学の敷地内には広告物は掲出されないということが良いか。

敷地内には営利目的の広告物については掲出できない。ただし、大学名称、「全国大会出場」などの内容が表示されているものについては、許可申請の適用除

外とするため、掲出は可能である。

用途地域の説明があった方が分かりやすいと思うが。

用途地域とは、都市計画法で住宅専用の地域や工業の地域など、建てられる建築物の制限を地域ごとに行っているものであり、屋外広告物の許可地域区分については、用途地域に対応する形で定めている。

近隣商業地域は商業を活性化させるために用途地域に定めている。そのため、この地域で広告物の掲出を妨げてしまうのは、文化財があるからといっても、実態にそぐわないと思われる。

本件の禁止地域の解除にあたり、こういった背景があったか。

さがみはら産業振興ビジョン2025の中で、本件の地域も商業地形成事業区域に該当する。商業を振興すべき地域であるが、屋外広告物条例により文化財の周辺50mの広告物の掲出が制限されていることから、本市のまちづくりの観点から整合を図る必要がある。このことを踏まえ、平成30年4月に屋外広告物条例を改正し、禁止地域から除く区域を指定することができる規定を追加した。

また、市内に12か所ある商業地形成事業区域と市内に62か所ある登録有形文化財等と照らし合わせた結果、本件の地域のみが整合を図る必要性があったため、禁止地域から除く区域を指定することとした。

### 3. その他

事務局より景観形成重点地区の指定に向けた取組について情報提供を行った。

閉 会

### 審議結果

議題(1) 相模原市屋外広告物条例第9条第1項第3号ただし書の規定による区域の指定について(諮問)

総員賛成により、原案は妥当であることが決定された。

## 第 1 1 回 相模原市屋外広告物審議会委員出欠席名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	田口 敦子	多摩美術大学 名誉教授	会 長	出席
2	栗谷 布由実	神奈川県弁護士会		出席
3	丸山 薫	公募委員		出席
4	田中 昌洋	相模原市青少年健全育成組織連絡協議会		出席
5	古橋 裕一	相模原商工会議所		欠席
6	大峰 英一	一般社団法人神奈川県広告美術協会 会県央支部	副会長	出席
7	吉田 雅幸	一般社団法人神奈川県建築士事務所 所協会相模原支部		出席